

島根原子力発電所第2号機 要目表4点セット差異リスト(工事計画:原子炉冷却系統施設)

No.	図書番号	図書名称	該当頁	差異内容	差異理由	備考
1	NS2-本-003-02	島根原子力発電所第2号機 工事計画審査資料 原子炉冷却系統施設のうち原子炉冷却材の循環設備(主蒸気系)(本文)	P.3-1-6	逃がし安全弁自動減圧機能用アキュムレータについて変更後の欄に名称を記載していない。	島根2号機は想定されるSA事象において、逃がし弁機能用アキュムレータのみで対応可能であるため、自動減圧機能用アキュムレータをSA設備として申請していない。なお、EP審査段階で逃がし弁機能用アキュムレータのみで成立することを確認し資料でも示している。	
2	NS2-本-003-02	島根原子力発電所第2号機 工事計画審査資料 原子炉冷却系統施設のうち原子炉冷却材の循環設備(主蒸気系)(本文)	P.3-1-9	逃がし安全弁の要目表の記載要領が先行審査プラントと異なっている。	島根2号機では島根3号機の建設時工認に記載要領を合わせたため。	
3	NS2-添1-012-02	島根原子力発電所第2号機 工事計画審査資料 原子炉冷却系統施設のうち原子炉冷却材の循環設備(主蒸気系)(添付書類)	P.11	逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータの設定根拠のうち系統構成に関する記載が先行審査プラントと相違している。 島根2号機「系統構成は、逃がし安全弁窒素ガス供給系逃がし安全弁窒素ガス供給装置から逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータを経由して逃がし安全弁に窒素ガスを供給できる設計とする。」 先行審査プラント「アキュムレータの窒素をピストンに供給することにより逃がし安全弁を開放し、原子炉圧力容器を減圧できる設計とする。」	島根2号機では重大事故等対処設備として使用する場合の系統構成を記載することで原則統一している。	
4	NS2-添1-012-02	島根原子力発電所第2号機 工事計画審査資料 原子炉冷却系統施設のうち原子炉冷却材の循環設備(主蒸気系)(添付書類)	P.15	逃がし安全弁の設定根拠にて島根2号機のみ第〇段の記載をしている。	要目表の記載に整合を図り詳細な記載をしているため。	
5	NS2-添1-012-02	島根原子力発電所第2号機 工事計画審査資料 原子炉冷却系統施設のうち原子炉冷却材の循環設備(主蒸気系)(添付書類)	P.15~54	逃がし安全弁及び主蒸気系配管の設定根拠にて島根2号機のみ「過圧の防止」を設置目的としている。	技術基準規則第二十条(安全弁等)において逃がし安全弁は過圧防止を目的とされていることから現状の記載としている。	
6	NS2-添1-012-02	島根原子力発電所第2号機 工事計画審査資料 原子炉冷却系統施設のうち原子炉冷却材の循環設備(主蒸気系)(添付書類)	P.16	逃がし安全弁の第1段吹出圧力の設定根拠にて島根2号機のみ「原子炉ドームピーク圧力を上回る圧力」と記載している。	島根2号機では原子炉ドームピーク圧力が原子炉圧力高スクラム設定値を上回るため、そちらの値を記載している。	
7	NS2-本-003-09	島根原子力発電所第2号機 工事計画審査資料 原子炉冷却系統施設のうち残留熱除去設備(残留熱除去系)(本文)	P.3-1-51	残留熱除去ポンプの要目表記載方法について、A,BとCで仕様が異なるが、名称でA,B,Cと分けて記載していない。	島根2号は複数(複数系統)ある機器について、名称としては一つの統一名称を記載し、個別で機器仕様が異なる場合にはその項目にて書き分けるルールとしている。	
8	NS2-本-003-11	島根原子力発電所第2号機 工事計画審査資料 原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備(高圧炉心スプレイ系)(本文)	P.3-1-117	島根2号機では、「層数を示す」旨の注記があるが、先行審査プラントでは、当該注記がない。	島根2号機では、「弁V271-235~弁MV224-1」に伸縮継手を有しており、ベローズの層数を示している旨の注記を記載している。	

No.	図書番号	図書名称	該当頁	差異内容	差異理由	備考
9	NS2-本-003-10	島根原子力発電所第2号機 工事計画審査資料 原子炉冷却系統施設のうち残留熱除去設備(格納容器フィルタベント系)(本文)	-	先行審査プラントでは、ポンプとして補給設備または排水設備に係る機器を記載しているが、島根2号機では記載していない。	島根2号機のスクラビング水の補給設備及び排水設備は、自主対策設備(申請対象外設備)であることから、記載していない。	
10	NS2-本-003-15	島根原子力発電所第2号機 工事計画審査資料 原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備(低圧原子炉代替注水系)(本文)	P.3-1-145.6	容量、揚程がPCV圧力によって書き分けられている。	設置許可審査での有効性評価解析条件にて示していた値であり、設工認段階でも設備仕様として提示すべきと考え記載している。	
11	NS2-本-003-15	島根原子力発電所第2号機 工事計画審査資料 原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備(低圧原子炉代替注水系)(本文)	P.3-1-156	島根2号機では、「層数を示す」旨の注記があるが、先行審査プラントでは、当該注記がない。	島根2号機では、「低圧原子炉代替注水槽～低圧原子炉代替注水ポンプ」及び「低圧原子炉代替注水ポンプ～低圧原子炉代替注水系(可搬型)接続口(南)ライン合流部」に伸縮継手を有しており、ペローズの層数を示している旨の注記を記載している。	
12	NS2-本-003-21	島根原子力発電所第2号機 工事計画審査資料 原子炉冷却系統施設のうち原子炉補機冷却設備(原子炉補機冷却系(原子炉補機海水系を含む。))(本文)	P.3-1-237	島根2号機では、「層数を示す」旨の注記があるが、先行審査プラントでは、当該注記がない。	島根2号機では、「高圧炉心スプレイ補機冷却系熱交換器出口ライン合流部～放水槽」及び「B-1, B-2, B-3原子炉補機冷却系熱交換器～放水槽」に伸縮継手を有しており、ペローズの層数を示している旨の注記を記載している。	
13	NS2-本-003-23	島根原子力発電所第2号機 工事計画審査資料 原子炉冷却系統施設のうち原子炉補機冷却設備(原子炉補機代替冷却系)(本文)	P.3-1-256	移動式代替熱交換設備について、先行審査プラントでは取付箇所に括弧を記載しているが、島根2号は記載していない。(他の可搬設備要目表についても同様。)	取付箇所を示す場合には“取付箇所”と明記していることから、島根2号機では、括弧を記載しないことで統一している。	
14	NS2-本-003-23	島根原子力発電所第2号機 工事計画審査資料 原子炉冷却系統施設のうち原子炉補機冷却設備(原子炉補機代替冷却系)(本文)	P.3-1-257	移動式代替熱交換設備の注記について、島根2号機のみ「注:移動式代替熱交換設備プレート式熱交換器は大型送水ポンプ車と連結して使用する。」を記載している。	島根2号機では、使用方法が分かるよう注記を記載している。	
15	NS2-本-003-23	島根原子力発電所第2号機 工事計画審査資料 原子炉冷却系統施設のうち原子炉補機冷却設備(原子炉補機代替冷却系)(本文)	P.3-1-260	大型送水ポンプ車の主要寸法について、先行審査プラントでは、「車両全幅」欄に寸法を2つ記載し、注記にてアウトリガ張出時の寸法である旨記載しているが、島根2号機は「車両全幅(アウトリガ最大張出)」欄にて記載している。	島根2号機では、見分けやすいようにアウトリガ張出時の寸法を分けて記載している。	